

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部の施行期日を定める政令要綱

大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）（第四条から第六条までの規定を除く。）の施行期日は、平成二十五年三月一日とすること。